

浄化槽法定検査手数料補助金について（概要）

1 補助金交付の目的

物価高が福岡市民の生活に影響を及ぼすなか、生活支援のため取り組んでいる、下水道使用料減免の対象とならない浄化槽利用者に対し、法定検査手数料相当額を補助することを目的とする。

2 補助対象事業

令和8年4月1日～令和9年3月31日に実施した浄化槽法に定める以下の水質検査

- (1) 浄化槽法第7条検査（設置後の水質検査）
- (2) 浄化槽法第11条検査（年1回の定期検査）

3 補助金額

補助金の額は、指定検査機関である福岡県浄化槽協会が定めた浄化槽法定検査手数料とし、市長が決定し交付する。

- (1) 浄化槽法定検査実施に要する手数料全額とする。
- (2) 補助対象は1回のみとする。

4 補助対象者

市内の住宅（事務所等と併用された住宅を含む）に設置された浄化槽の設置者又は管理者のうち、浄化槽法定検査を受検した者とする。

5 暴力団排除措置

市長は、補助金の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるときは、補助対象としないことを決定し、直ちにその旨を申請者に通知する。

市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する者であることを確認するため、申請者の同意に基づいて警察に照会確認を行う。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員のうち暴力団員に該当する者がいる法人
- (3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

6 補助金の交付申請

- (1) 補助金の申請は、別添の申請書（様式第1号）により検査後に行うもの。
- (2) 申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - ① 浄化槽法定検査結果書（写し）
 - ② 口座振込依頼書（様式第2号）
 - ③ 法人にあっては、役員名簿（氏名（フリガナを付したもの）、生年月日）

7 事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日